母親の労働

―母の日に添えて―

安部　光壱
Kouichi Abe

1　母の日

毎年、５月の第２日曜は世界中どの国でも母の日である。母親に感謝する気持ちはどの国でも同じということのようである。

私にも９２歳になる母がいるが、今は郷里の宇佐にある特別養護老人ホームで一人で暮らしている。流石に私も、これまで何の親孝行もしていないことに恥じ入り、初めてカーネーションを持参することにした。

「お母さん、最後まで（長男の）僕がおるから心配せんでいいよ。」と殊勝なことを言うと、「当たり前たい！」という言葉が返ってきた。どうやら３人の男の子を育てた母親は、気性まで男になっているのである。

母の思い出をここに記すことは恥ずかしいが、我々兄弟がまだ小さい頃、兄弟３人の寝間着を作ってくれたことを特に覚えている。料理は完ぺきに上手だった。日頃、この母と喧嘩ばかりしてきた家内も、「お味噌汁だけは（も！）、お義母さんには敵わない」と言っていた。

私も昨年、娘が結婚したり、初孫が出来たりして家族（家庭）の重要性、大切さを認識してきているが、母の存在ほど大きいものはないとつくづく思うのである。

2　笑えないジョーク

さて、そんな母の日が近づいたある日、インターネット上で「これは簡単な仕事ではありません！」という求人募集の動画（英語、日本語字幕付き）を見付けた。

この動画は一人の面接官が、黒人、白人、アジア人、インド人等の国籍や人種の異なる男女８人に仕事内容の説明をした後､その仕事に申し込む気があるかを尋ねたものである。

面接官は以下のように仕事の説明を始めた。

①面：これは簡単な仕事ではありません。とても重要な仕事です。あなたの仕事はとても流動的で広範囲です。ほぼ全ての時間、立って作業をします。常に立ち仕事と屈んだ姿勢で作業し、大変な体力を必要とします。

②応募者Ａ・Ｂ・Ｃ：うーん、大変そうね。でも構いません。勤務は何時間くらいですか？
③面：週に１３５時間かそれ以上、基本的に週７日、毎日２４時間です。
④応募者Ｄ：休憩時間はあるんですか？
⑤面：休憩時間はありません。
⑥応募者Ｅ：？？　それは合法ですか？
⑦面：もちろんです。
⑧応募者Ｅ：わかりました。ランチは？
⑨面：ランチはすべての同僚が食べ終わった後です。
⑩応募者Ａ・Ｆ：いや、ちょっとそれは酷くないですか。駄目よ、そんなのおかしいわ！
⑪面：この仕事は交渉力と交際力が求められます。そして、必要としているのは医学と金融学と栄養学に通じている人物です。複数の役職を兼任することが求められます。
常に周りに注意を払い、時には同僚と徹夜ということも。一睡もすることなく大変な仕事をするのですから、あなたのプライベートな時間は諦めてもらいます。事実上休みなしです。クリスマス、感謝祭、お正月などでは仕事量がもっと増えます。やりがいのある仕事でしょう？
⑫応募者たち：（？＋怒）とってもクールね！ひどい話！笑えないジョークね！
⑬応募者Ｄ：寝る時間は？
⑭面：ありません。
⑮応募者Ｈ：何でもやらされるってことですか？
⑯面：そういうことです。
⑰応募者Ｆ：１年３６５日？
⑱面：はい。
⑲応募者Ｆ：ノー！非人道的よ！
⑳応募者Ｇ：狂ってるわ！
㉑面：それから、あなたが作る人間関係や同僚を助けると言ったことはお金に換算されません。給料ですが、あなたがこの役職によって得られる給料は「ゼロ」です。
㉒応募者Ｄ：（意味が通じない）なんだって？信じられない！タダ働きってことですか？
㉓面：ボランティアのような感じで完全無給です。
㉔応募者たち：（思考停止）そんなのありえない！
㉕面：もし私が、現実に今この瞬間も、まさにこの職についている人がいると言ったら？数十億人くらいね。
㉖応募者Ｃ：いったい誰ですか？

㉗面：あなたのお母さんですよ。
㉘応募者たち：緊張と怒り⇒ｓｍｉｌｅ
㉙応募者Ｉ：そのとおり！
㉚応募者Ｈ：お母さん！Ｏｈ　ｍｙ　ｇｏｄ！
㉛応募者Ａ：そうよ！無給で２４時間ずっとよ！
㉜応募者Ｉ：母さんを思い出したよ。
㉝面：どんなことを？
㉞応募者Ｉ：毎晩の、いや全てのことを！
㉟応募者Ｇ：お母さんありがとう！ありがとうなんて言ったことなかったけど、本当に本当に心から感謝しています！
㊱応募者Ｆ：ママありがとう！ママがしてくれたこと、全てに！心から愛しているわ！本当に、どんな時だって、いつも傍にいてくれた。私のママは最高だわ！

字幕に「世界中の皆さん、お母さんに感謝のカードを送りましょう」と締め括られている。（字幕から要約引用）

3　裁判の現場では

この動画は感動的だった。さらに普段、私達が忘れかけている母親の愛情と労働の価値がいかに重要なものであるかを教えてくれる。

では、これが裁判の現場になるとどうだろうか。

裁判では、母親の労働の価値については、「女子児童が交通事故等によって死亡した場合、その遺族（両親）は当該女子児童の逸失利益（将来の得べかりし収入）を請求できるか」という形で問題となった。

裁判所は当初、「女子児童は、平均２５歳以上になると結婚し、主婦となるため、職業は無職となり、逸失利益は発生しない」と考えた。ただし、逸失利益を全面的に否定するのは形式的に過ぎるとしたうえで、慰謝料を多額にするという運用で調整を図った。

つまり、逸失利益（将来の得べかりし利益）の算定は、金銭賠償主義のもとで、抽象的な計算額としての損害が証明されなければ、損害が存在することにはならず、理論的には、その家事労働は「交換価値」を生まないので、家事労働は損害とは言えないというのである。

しかし、家事労働を失うという損害は、交換価値という抽象的なものではなく、現実的かつ、具体的不利益そのものである。

さらに、生命身体そのものの価値を考慮するのが人間（男女）の平等、個人の尊重を規定する憲法の基本精神に合致する。

慰謝料を大目に算定することで決着をつけようという態度は、この現実から目を逸らすものである。裁判所のこのような狭量な考え方は、多くの学者の批判を

浴びた。

そして、ついに最高裁は、昭和４９年７月１９日に、次のように判決した。

「おもうに、結婚して家事に専念する妻は、その従事する家事労働によつて現実に金銭収入を得ることはないが、家事労働に属する多くの労働は、労働社会において金銭的に評価されうるものであり、これを他人に依頼すれば当然相当の対価を支払わなければならないのであるから、妻は、自ら家事労働に従事することにより、財産上の利益を挙げているのである。一般に、妻がその家事労働につき現実に対価の支払を受けないのは、妻の家事労働が夫婦の相互扶助義務の履行の一環としてなされ、また、家庭内においては家族の労働に対して対価の授受が行われないという特殊な事情によるものというべきであるから、対価が支払われないことを理由として、妻の家事労働が財産上の利益を生じないということはできない。のみならず、法律上も、妻の家計支出の節減等によつて蓄積された財産は、離婚の際の財産分与又は夫の死亡の際の相続によって、妻に還元されるのである。

かように、妻の家事労働は財産上の利益を生ずるものというべきであり、これを金銭的に評価することも不可能ということはできない。ただ、具体的事案において金銭的に評価することが困難な場合が少くないことは予想されうるところであるが、かかる場合には、現在の社会情勢等にかんがみ、家事労働に専念する妻は、平均的労働不能年令に達するまで、女子雇傭労働者の平均的賃金に相当する財産上の収益を挙げるものと推定するのが適当である。」

つまりここに至って、やっと妻の、母親の労働力というものが一般の労働力と同じように考えられ、陽の目を見るに至ったと言ってもいい。

この判決以後、女子の死亡、後遺症障害による損害賠償については労働力の喪失そのものが損害と認定され、現実的な収入の蓋然性とは無関係に逸失利益を算定することとなった。晴れて、母親（妻）の労働が法律的に価値を認められた第一歩と言えるだろう。

4　ロータリーと主婦

最後に、ロータリーにおいても家事労働の理解がイマイチではないかと思える時がある。

それは、職業奉仕を旨とするロータリーが、主婦を職業とみなさないという考え方である。

そもそも労働を、「金銭的な対価を得るためのもの」と思えばそうだろう。しかし、労働の本質は、金儲けでも金銭的な対価を得ることでもない。労働とは、まさに人間にとって本質的な行為であり、それは様々な動機付けによってなされ

るものである。この点で、ロータリーの考え方は、労働（奉仕）を金銭的な対価を得ることに限定しているきらいがある。

私自身、ロータリーに女性を入会させるべきであるかについては、個々のロータリークラブ、ロータリアンで判断すべきで良いと思うが（どちらかというと女性を入会させない理由はない）、主婦は職業ではないという理由で入会させないのはなんだか腑に落ちないでいる。

4　おわりに

夫婦喧嘩でときどき、「誰のお陰で飯が食えているんだ！」という夫の怒鳴り声がきかれる。しかし家族は、妻や母親の労働と見返りのない愛情によって支えられている。夫も子どもたちもそれが見返りのないものであるがこそ「ありがとう」と感謝の言葉をのべる。それがわかれば、夫側は決してそのような切り口上は言わなくなるであろう。それどころか、母親の労働を考えるとき、労働を切り売りする昨今の労働関係訴訟においても、労働とは何かについて一石を投じる役割を果たしていると言えるような気がする。

安部・有地法律事務所　所長

ソニックにのって、92 歳の母親に母の日のプレゼントを届ける。